

令和6年度「清流の国ぎふ大学生等奨学金」

募集のしおり

岐阜県清流の国推進部地域振興課

目 次

1 制度の概要 1
2 申込資格 2
3 審査基準(成績基準・収入基準) 3
4 貸与から返還免除又は返還完了までの流れ 5

《注意！》

本奨学金は、年度ごとの申請となります。

昨年度まで貸与決定を受けた方で、今年度の貸与を希望する場合は、必ず期日までに申請をする必要があります。申請がない場合、その年度は貸与することができません。

継続申請の対象者で、今年度の貸与を希望されない方(貸与申請辞退の方)は、下記ホームページに記載されている《C. 継続申請辞退者》専用申請フォームから届け出のうえ、在学証明書(令和6年4月1日以降発行のもの)を提出してください。

◆「清流の国ぎふ大学生等奨学金」ページ(岐阜県公式ホームページ内)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/14710.html>



制度の概要

岐阜県では、県内への移住を促進するとともに、県内における優秀な人材の確保を目的に、県外の大学等に在学しながらも、将来、岐阜県に戻って活躍する意思がある学生に対して、奨学金を貸与します。

また、卒業後に、一定期間、県内で居住し、県内に主たる事業所を有する法人等において就業した場合には、この奨学金の返還を全額免除します。

1. 貸与金額

月額 60,000円(年間貸与額 最大720,000円)

(※貸与金額は選択できません。)

2. 貸与期間

貸与の決定通知において定められた月から大学等を卒業する日の属する月まで

(※正規の修業年限を上限とします。)

3. 他奨学金との併用

本奨学金の制度上、他の奨学金との併用利用は可能です。ただし、他の奨学金の制度によっては、併用を認めていないものがありますので、必ず申請前に併用先へ確認してください。

4. 外国籍の人

次の在留資格の人に限ります。

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のうち将来永住する意思のある人

申込資格

申請時点において、次の(1)～(4)いずれにも該当する人のみ申請ができます。

- (1) 県内の高等学校等(※1)を卒業並びに高等専門学校(※2)の第三学年の課程を修了したものであること。
- (2) 県外に住所を有し(下宿し)、かつ県外の大学等(※3)に在学していること。
- (3) 大学等を卒業した後(※4)に、県内で就業する意思があると認められること。
- (4) 連帯保証人が、申請者の三等親内の親族で成年者であるもののいずれか又は県内に住所を有すること。

(※1)「高等学校等」とは、学校教育法第1条に規定する高等学校若しくは特別支援学校の高等部及び同法第125条第1項に規定する専修学校の高等課程であって、修業年限が3年以上のものとする。

(※2)「高等専門学校」とは、学校教育法第1条に規定する高等専門学校。

(※3)「大学等」とは、大学(専門職大学を含む)、短期大学(専門職短期大学を含む)、高等専門学校(第4学年及び第5学年に限る)、専修学校(専門課程に限る)とする。

(※4)当奨学金を貸与され大学等を卒業した後に、大学院に進学・卒業する場合も含む。

審査基準(成績基準・収入基準)

申込資格を満たした人のうち、下記のとおり定める成績基準・収入基準を満たす方に対し、奨学金を貸与します。

1. 成績基準

以下に示す対象期間における学習成績の評定を全履修科目について平均した値が、以下の基準に該当する者である必要があります。

申請時の在学年次	成績の対象期間	評定平均値
大学1年生	高校1年生～高校3年生	3.0以上
大学2年生	高校1年生～大学1年生	高校 3.0以上 かつ 大学 可以上
大学3年生～大学6年生	大学1年生～申請時に在学する学年の前年の学年	可以上
専修学校(専門課程)1年生	高校1年生～高校3年生 又は 専修学校(高等課程)1年生～3年生	3.0以上
専修学校(専門課程)2年生	高校1年生～専修学校(専門課程)1年 又は 専修学校(高等課程)1年生～専修学校(専門課程)1年	高校又は専修学校(高等課程)3.0以上 及び 専修学校(専門課程) 可以上
専修学校(専門課程)3年生以上	専修学校(専門課程)1年生～申請時に在学する学年の前年の学年	可以上
高等専門学校4年生	高等専門学校1年生～3年生	可以上
高等専門学校5年生	高等専門学校1年生～4年生	可以上

※上記「大学」には、短期大学、専門職大学、専門職短期大学を含みます。

2. 収入基準

申請者の生計を維持する者(※)の貸与額算定基準額が 246,200 円以下 である必要があります。

◆「貸与額算定基準額」は、次の計算式により算出します。(100 円未満は切り捨て)

$$\text{貸与額算定基準額} = \text{課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税調整控除額} - (\text{多子控除}) - (\text{ひとり親控除}) - (\text{私立自宅外控除})$$

※ 内は生計を維持する者の人数分の計算結果を合算します。

- ・貸与額算定基準額：市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式に関わらず、貸与額算定基準額は0円とします。
- ・課税標準額：2022年(1月～12月)の収入に基づく「令和5年度所得・課税証明書」に記載の額とします。
- ・市町村民税調整控除：政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、3/4 を乗じた額となります。
- ・多子控除：生計を維持する者が2人を超える子どもを扶養している場合は、2人を超える子ども1人につき40,000 円を控除します。扶養している子どもの人数は、「所得課税証明書」又は申請書記載人数のうち小さい人数を適用します。
- ・ひとり親控除：ひとり親世帯に該当する場合に 40,000 円控除します。
- ・私立自宅外控除：申請者が私立の大学等に在籍する場合に 22,000 円控除します。

(※) 生計を維持する者とは、原則申請者の父母(父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人(たとえば祖父母等)となります。以下の場合も参考に生計を維持する人を確認してください。

世帯の状況	生計を維持するもの
父母が離婚し、父又は母(いずれか一方)と同居している	原則父母2名 ※申請者と別居している父又は母と別生計になっている場合は、日常的に学費・生活費を負担している父又は母(1名)とする(この場合、事実を証明する書類の提出を求めることがあります。)
父又は母と死別(再婚していない)	左に該当しない父又は母(1名)
父母と死別し、親族から支援を受けている	主に支援をしている親族(1名)

- ・生計を維持する者が父母以外の場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。
- ・父母が無職無収入であっても、生計を維持する者として申告が必要です。

【課税標準額及び市町村民税調整控除額の確認方法】

①市・県民税 所得・課税証明書

※自治体によっては、市町村民税調整控除額の補足証明に発行手数料が生じる場合があります。

②マイナポータル内「わたしの情報」

※マイナンバーカードをお持ちの方のみ

貸与から免除又は返還完了までの流れ

《在学中》

時 期	申 請 者	岐 阜 県
4月8日 ～5月31日 (締切日消印有効)	①専用の申請フォーム入力・送信 (当奨学金ホームページ内) ②「清流の国ぎふ大学生等奨学金 貸与申請書(裏)」 及び 添付書類 ※②は郵送で提出	書類審査
6月～7月上旬		
7月中旬(予定)	下宿先に郵送	貸与決定／不承認決定
貸与決定から 20日以内	「誓約書」「借用証書」提出	
7月末		奨学金の貸与 (初回:6ヵ月分)
10月末		奨学金の貸与 (2回目:3ヵ月分)
1月末		奨学金の貸与 (3回目:3ヵ月分)

《卒業後》

①Uターン就業(1号猶予)	②大学等へ進学・留年(2号猶予)	③県外就業(返還)
卒業した年度の12月末までに 猶予申請	4月になったら速やかに 猶予申請	卒業した年度の12月末までに 返還計画書提出
5年経過後 返還免除	卒業後	返還完了
→「借用証書」の返却	→①Uターン就業又は③県外就業	→「借用証書」の返却

1. 貸与決定

(1) 奨学金の貸与方法

奨学金は原則、年3回に分けて申請者本人名義の口座へ振り込みます。

(2) 奨学金貸与後の手続き

奨学金は、貸与決定後直ちに「誓約書」及び「清流の国ぎふ大学生等奨学金借用証書」を提出する必要があります。上記書類が未提出の場合、奨学金の貸与ができなくなることがあります。

(3) 貸与決定の取消し

奨学生が以下のいずれかに該当することとなった場合には、貸与決定の一部又は全部が取り消されることとなります。なお、既に貸与されている奨学金がある場合は、ただちに返還となります。

- ・死亡したとき
- ・奨学金の貸与を受けることを辞退したとき
- ・休学又は停学の処分を受けたとき、その期間
- ・大学等を退学したとき
- ・奨学金の貸与期間中に岐阜県内に転居したとき
- ・心身の故障のため、修業を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ・学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき
- ・奨学金の貸与の目的を達成する見込みがないとき

2. 返還債務の履行猶予条件

返還債務の履行猶予には、次の3種類があり、それぞれ条件を満たし県へ申請することで、猶予することができます。

①以下の条件のいずれにも該当したとき(1号猶予)

イ:大学等を卒業した月の翌月から起算して12か月以内に、県内に居住している者

ロ:大学等を卒業した月の翌月から起算して12か月以内に、県内で就業している者

②大学等に在学しているとき(2号猶予)

③災害、疾病その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが困難であると認められるとき

・上記のほか、大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して12か月以内に、免除条件の特例(3返還債務の免除(2)返還債務免除条件の特例)に該当する旨を申し出た場合についても猶予となります。

3. 返還債務の免除

(1) 返還債務免除の条件

次のいずれにも該当する者である場合、返還債務の全額が免除されます。

- ① 大学等を卒業した月の翌月から起算して12か月以内に、県内に居住し、引き続き5年間居住していること。
- ② 大学等を卒業した月の翌月から起算して12か月以内に、県内で就業(※1)し、引き続き5年間就業していること。

(※1)「県内で就業」とは、県内に主たる事業所を有する法人・団体において就業すること若しくは個人事業主またはその専従者であること。短期労働者(雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第一百条第三項に規定する短期労働者をいう)、その他それに相当するものは含みません。なお、「県内で就業」後、転勤・出向・その他県外に居住又は就業していることがやむを得ないと認められる場合は、就業期間に通算します。

(2) 返還債務免除条件の特例

(1)のほか、Uターン就業を一層促進するために、次の①に該当したのち、②及び③を満たす場合についても、返還債務が免除となります。

- ① 大学等を卒業した月の翌月から起算して12か月以内に、「(大学等を卒業した月の翌月から起算して)12か月後～18か月以内に」県内で就業する(※1)予定となっている者。
- ② 大学等を卒業した月の翌月から起算して18か月以内に、県内に居住し、引き続き5年間居住していること。
- ③ 大学等を卒業した月の翌月から起算して18か月以内に、県内で就業(※1)し、引き続き5年間就業していること。

(※1)「県内で就業」とは、県内に主たる事業所を有する法人・団体において就業すること若しくは個人事業主の専従者であること。短期労働者(雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第一百条第三項に規定する短期労働者をいう)、その他それに相当するものは含みません。また、特例要件で就業する場合は、個人事業主としての就業予定は認めません。なお、「県内で就業」後、転勤・出向・その他県外に居住又は就業していることがやむを得ないと認められる場合は、就業期間に通算します。

4. 返還

(1) 対象

以下のいずれかに該当することになった場合は、清流の国ぎふ大学生等奨学金条例第9条の大学等を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過した日から奨学金を返還しなければなりません。

- ① 大学等を卒業したとき
- ② 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき
- ③ 次の要件のいずれかを欠くに至ったとき

- ・県外に住所を有し、かつ県外の大学等に在学していること
- ・大学等を卒業した後に、県内で就業する意思があると認められること
- ・学業正規が優秀であると認められること
- ・経済的理由により修学が困難であると認められること

(2)返還方法

返還方法は、以下の3通りです。返還月の上旬～中旬頃に納入通知書を送付しますので、納入通知書に記載されている金融機関等で納付してください。なお、令和6年4月現在、口座振替には対応しておりません。

返還方法	納期限
一括	返還計画書で承認された返還月の25日
半年賦	毎年6月・12月の25日
月賦	毎月25日

※奨学金は無利息ですが、納期限(奨学金を返還すべき日)までに返還しなかった場合は、納期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、県税延滞金と同じ方法で算出した延滞金を支払うこととなります。

(3)返還期間

期間は最大で、貸与を受けた奨学金の額を下記の計算により得た数に相当する年数となります。

- ①令和5年度以降の貸与額 … 「24万円で除して得た数に相当する年数」以内
 - ②令和4年度以前の貸与額 … 「12万円で除して得た数に相当する年数」以内
- ※①と②いずれの期間にも貸与を受けている場合は、①・②の年数を合算します。

※可能な限り早期で返還完了できるようご検討ください。

【問合せ先】

岐阜県 清流の国推進部 地域振興課 地域プロモーション係 奨学金担当
 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
 TEL:058-272-8197(平日 8:30~17:15)
 E-mail:c11143@pref.gifu.lg.jp